

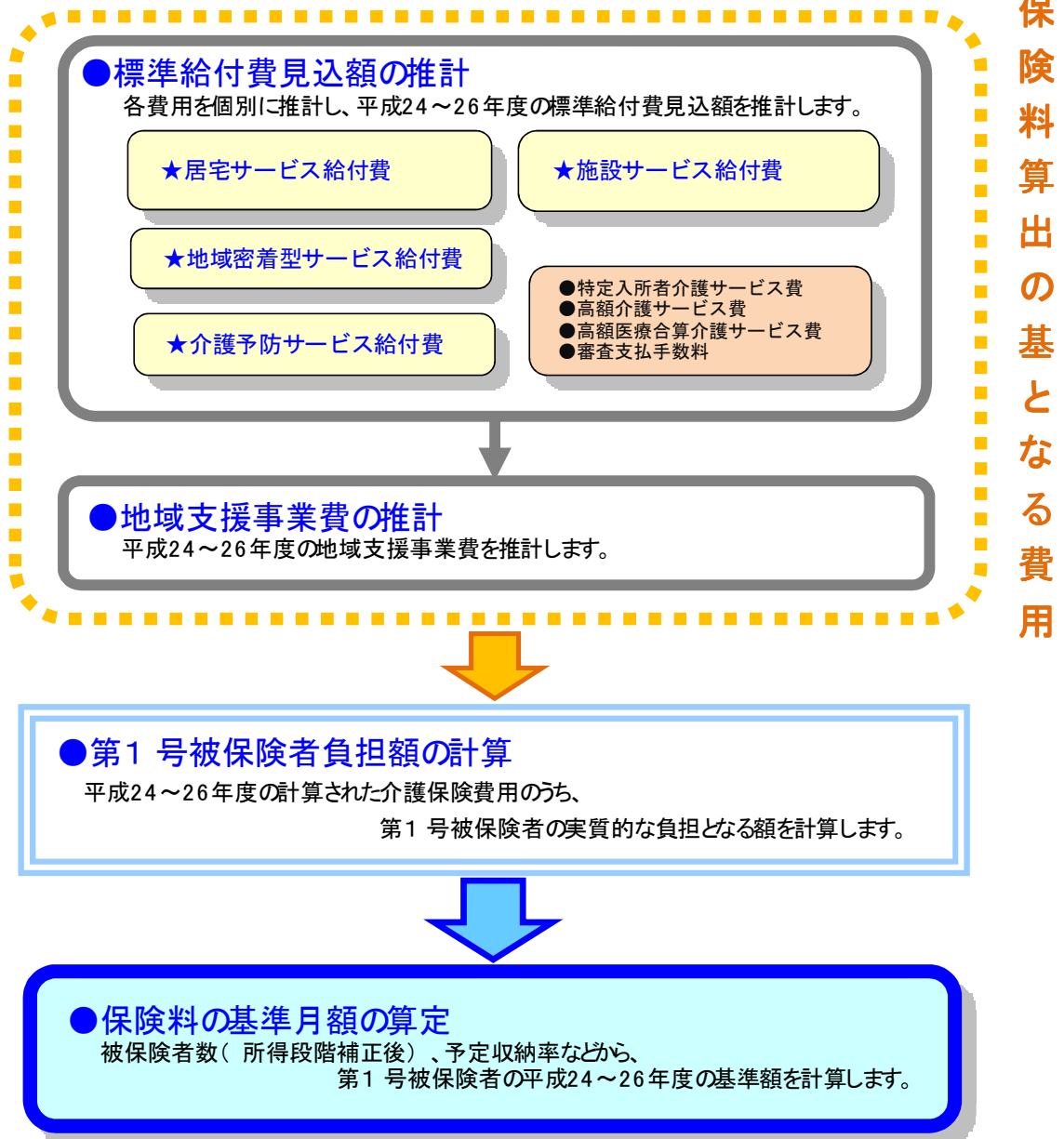
## 第Ⅳ部 介護保険料



# 第1章 介護保険料の算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、概ね以下のようになります。

○介護保険料の算出フロー



## 第2章 第1号被保険者の保険料負担割合

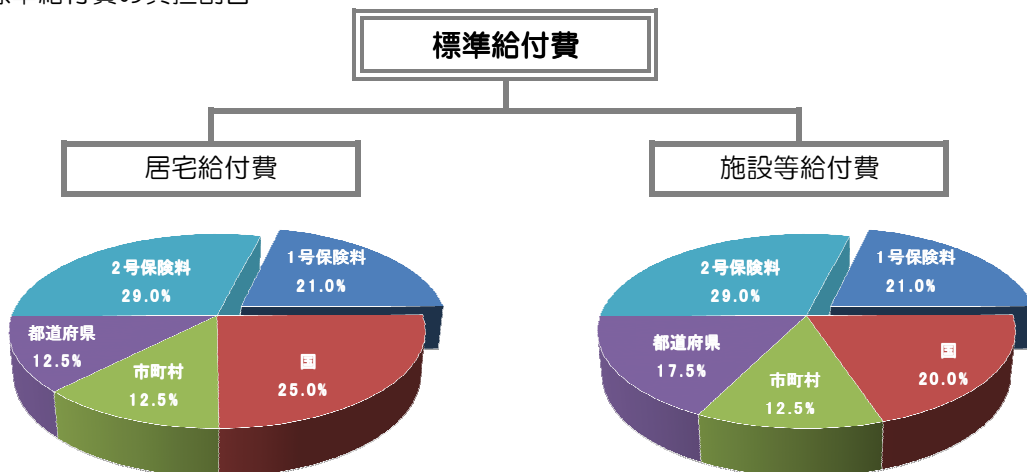
### 1 標準給付費の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担（1割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の21%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は29%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

○標準給付費の負担割合



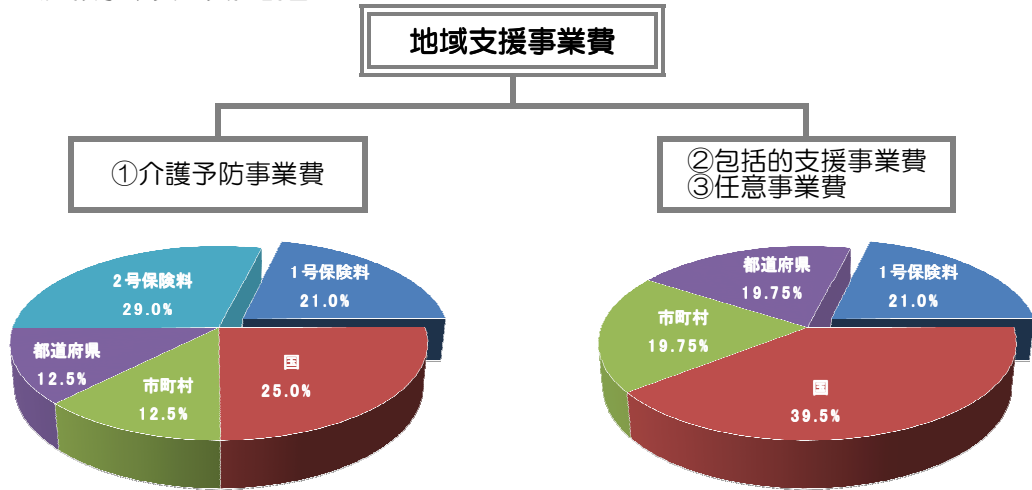
※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

## 2 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

○地域支援事業費の負担割合



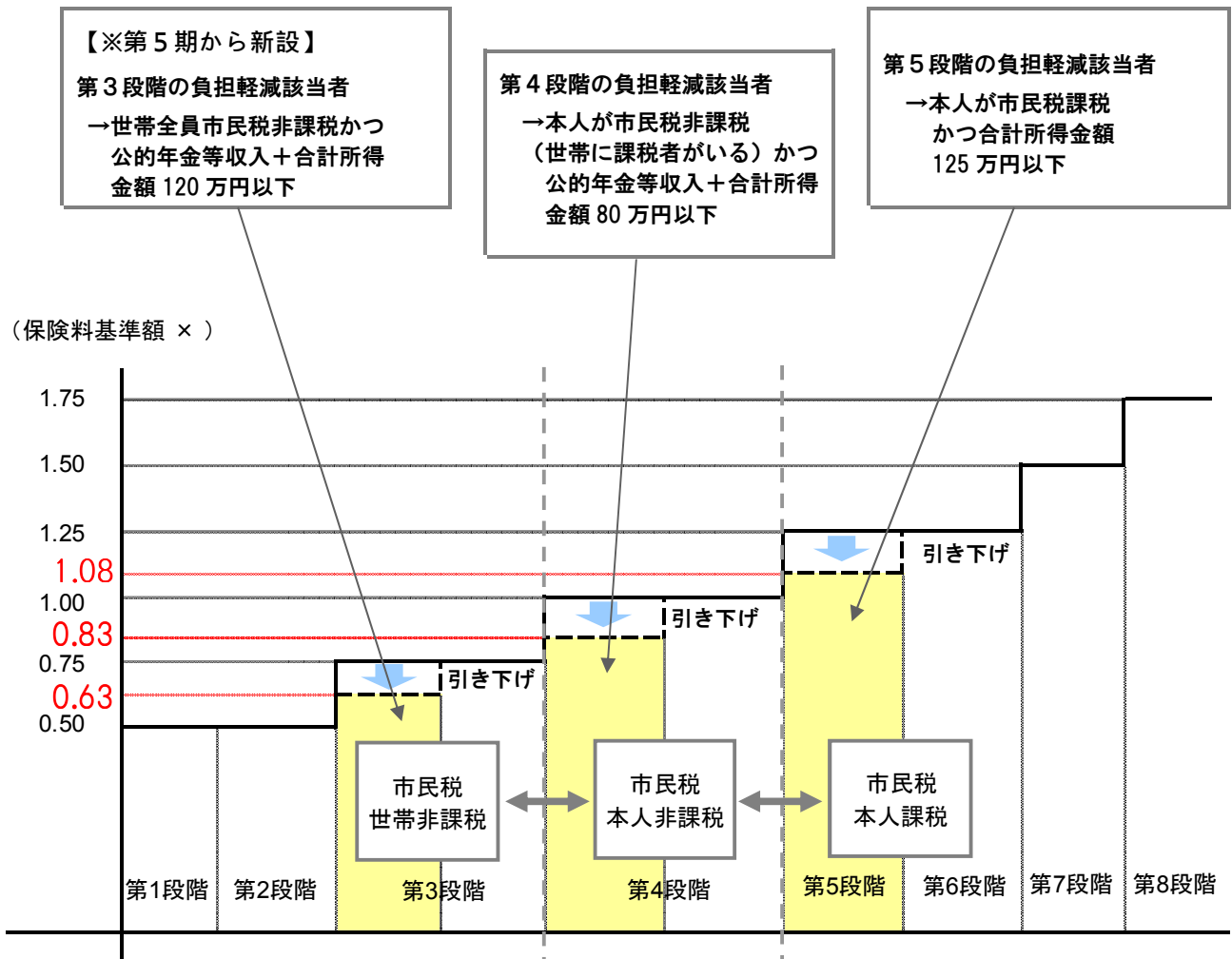
## 第3章 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号保険料については、被保険者の負担能力をきめ細かく反映して基準額乗率を設定することが重要であるとの考え方から、保険者（市）の判断によって、被保険者の年金収入や合計所得金額に応じた負担の公平性への配慮が求められています。

そのため、本市では住民の実情を加味し、市民税非課税の方については第3段階と第4段階における区分け、市民税課税の方については南相馬市独自の第5段階を設けるなどして保険料乗率の引き下げを行っています。

なお、これらの措置に必要な調整は第1号被保険者から徴収する介護保険料の中で行うこととされているため、各段階の負担額等を勘案し、本市では8段階 10 区分の保険料を設定しています。

### ●保険料段階と負担軽減措置



## 第4章 保険料の算出

※ 介護保険料の算定は、下記により計算されます。

本計画による予定事業量、被保険者数等により単位あたりの保険料が算出されますが、事業計画が決まり次第算出し、議会で決定することになりますので、本素案では記載しておりません。

※ 計算式

標準給付費見込額（第Ⅲ部第3章）……A

地域支援事業費（第Ⅲ部第3章）……B

第1号被保険者負担分相当額……C = (A + B) × 21%

調整交付金相当額（国）……D

調整交付金見込額（国）……E

保険料収納必要額……F = C + D - E

予定保険料収納率……G

所得段階別加入割合補正後被保険者数……H

保険料基準額（年額）……I = F ÷ G ÷ H

保険料基準額（月額）……J = I ÷ 12ヶ月
--------------------------

---

改定版 南相馬市高齢者総合計画  
(第6期高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画)

平成25年3月

---

発行 南相馬市

編集 南相馬市 健康福祉部 長寿福祉課

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27

TEL 0244-24-5239 FAX 0244-24-5740

ホームページアドレス <http://www.city.minamisoma.lg.jp/>

---